

令和5年4月1日

優良建設工事業者表彰制度の実施について

大 府 市

大府市では、平成29年4月1日より優良建設工事業者表彰制度を実施しており、今般選考基準等の一部が改正されましたので、下記のとおりお知らせします。

1. 優良建設工事業者表彰制度

大府市が発注する建設工事を優れた成績で施行した建設業者を表彰することにより、建設業者の施工技術及び意欲の向上を図ることを目的とする制度です。

2. 表彰の対象者

表彰の対象者は市から直接建設工事を請け負った者で、次の各号のいずれかに該当するものとします。

- (1) 対象年度（表彰を行う年度の前年度）に、評定工事（工事評定を受けた工事）を3件以上完成させている者

3. 選考基準

3-1 表彰対象者に係る選考基準は、次に定めるところによるものとします。

- (1) 評定工事の成績評定点の平均点が80点以上であり、かつ、当該工事のそれぞれの成績評定点が75点以上であること。
- (2) 対象年度の初日から表彰の日までの間に、市の指名停止処分を受けていないこと。
- (3) その他表彰にふさわしくない行為等がないこと。

3-2 表彰対象者は、3-1-(1)の評定点平均上位の5者を限度とする。

4. 表彰の方法等

- (1) 表彰は、対象者に表彰状を授与します。
- (2) 表彰の結果は、市公式ウェブサイト等で公表します。